

# 市町村税滞納ぼく滅月間2011

～あなたの納税が未来をつくる～

## ◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ぼく滅月間2011」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

## ◆一人ひとりが町を支える

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助金や負担金は削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。そのため、住民税の収入率が低じと、町の歳入は少なくなっています。つまり、これからは町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。

ある皆さんのが自分たちの町を支えていくことになるのです。



【町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

### 納税相談

町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

### 納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に對し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

### 財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

### 給与調査

滞納者の給与を差押えするため、勤務先に對し給与の調査を行います。

### 差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

### ▼問い合わせ先＝税務課 納税係

☎(56) 9121

# 軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する方は軽自動車税の減免の対象になりますので、税務課まで申請してください。

### ▼対象となる軽自動車＝

①公益のため直接専用する軽自動車等

(社会福祉法人で上三川町から身体障がい者デイサービス事業、障がい者ホームヘルパー派遣事業及び障がい者生活支援事業、在宅知的サービス事業並びに在宅介護支援センター運営事業等の業務委託を受け、専らその事業の用に供するもの)

②生活保護法の規定により生活扶助を受けている方の所有する原動機付自転車1台に限る

③身体又は精神に障がいを有するため、歩行が困難な方が所有する軽自動車等(家族所有のものを含む)で、障がい者がかその家族が運転するもののうち、必要があると認めるもの1台に限る

④その構造が専ら身体障がい者の利用に供するためのものである軽自動車等

### ▼申請に必要なもの＝

印鑑・納税通知書・障がいの状態に関する証明書(障がい者手帳、療育手帳など)・運転免許証

(④については、印鑑・納税通知書及びその構造が分かるもの(車検証など))

### ▼申請期限＝

①②…5月24日(火)まで  
③④…5月31日(火)まで

### ▼問い合わせ先＝税務課 住民税係

☎(56) 9122

# 東北地方太平洋沖地震に関する町内の被害状況

人的被害の状況	死者 0名	行方不明者 0名
家屋(住宅の状況)	全壊 0棟	半壊 0棟 一部損壊 175棟

▼問い合わせ先=総務課 交通防災係 ☎(56) 9115

## 地震による町内公共施設の被害状況(23年4月13日時点)

施設名	被害箇所	被害内容	備考
中央公民館 (☎(56)3510)	3階 和室	天井の一部落下 (使用できます)	1階から3階は使用できます。 4階展望室は使用できません。
図書館 (☎(56)7825)	2階 閲覧室	天井の一部崩落 窓ガラスの損壊	当面の間、2階は使用できません。
農村環境改善センター (☎(56)4312)	多目的ホール 1階 農事研修室 2階 大会議室	天井の一部崩落 窓ガラスの損壊	多目的ホール、農事研修室、 大会議室については、当面の間使用できません。

※上三川いきいきプラザ(☎(57)0211)については、通常どおり使用できます。

## 地震による学校施設被害状況(23年4月11日時点)

学校名	被害箇所	被害内容	修繕予定期
本郷北小学校	音楽室・コンピュータ室	天井ボード落下	平成23年7月末
上三川小学校	体育館	内部壁ひび割れ	平成23年7月末
	校舎外壁・内壁	ひび割れ	平成23年7月末
坂上小学校	体育館	内部壁落下	平成23年7月末
北小学校	プレイルーム	照明器具落下	平成23年7月末
	第1・第2音楽室	天井ボード落下	平成23年7月末
明治小学校	体育館	内部壁落下	平成23年7月末
上三川中学校	校舎外壁・内壁	ひび割れ、屋上壁崩落	平成23年7月末

▼問い合わせ先=教育総務課 教育施設係 ☎(56) 9157